

第10期第6回～第8回法制問題小委員会における主な議論の概要

(権利制限の一般規定の導入の必要性についての意見)

- ・ 昨年の法制小委で6日間にわたって43団体からヒアリングを行い、どのような問題があるのかということについては、相当精力的に意見を聴取したと認識しており、立法事実は認められるのではないか。
- ・ 立法事実の有無についての検討が不十分という指摘は当たらない。本小委員会及びワーキングチームにおいて、約100件の事例について権利制限の是非という観点で検討したところ、例えば「写り込み」のような事例にまで著作権を及ぼすのは適当ではないという共通認識があった。したがって、これをカバーする規定が必要だという立法事実は既に確認されている。今後は、具体的な立法事実があるのかという問題よりは、権利制限を広げる範囲について、どういう事態が想定されるか、理論的に整合的なのかという検討を行うべき。
- ・ 中間まとめで対象としている立法事実というのは、例えば、萎縮効果の有無であって、そのような「事実」があるかないか自体を客観的に実証することは非常に難しい。これまで、考えられる様々な観点からの検討は一通り行ったが、萎縮効果の有無についてはそれぞれの立場で意見が食い違う。ここでいう「事実」には、ある立法がなされればそれが人々の行動にどのような変化を及ぼすことになるかという将来の予測が含まれており、実証的に検討するのは限界があるので、限界があることを踏まえた上で、ここまでやれば十分だという線を考える必要がある。
- ・ 現実に問題が起きているから改正が必要だというものだけが立法事実として理解されているようだが、現実に具体的に問題にはなっていないけれども、近い将来に起きることが予想される問題があるのであれば、後追いにならないように、今から分かる範囲で規定しておくというのも立法事実の一つである。現実に起きている問題だけでなく、近い将来必ず起ころうところは踏まえ、メリット、デメリットを考えた上で、A、B、C類型という形にしたのであり、そのような意味での立法事実の検討はワーキングチーム以来、十分行った。
- ・ 約100件の具体的な事例のうち、A、B、Cの類型に該当すると考えられる事例は極めて限られることを考えれば、現実社会の中で一般規定を導入して解決しなければならぬ焦眉の立法事実はないという前提に立たなければならず、最終的な報告書はもう少し具体的事実も加えて、説得力のあるものにしなければならない。
- ・ 現在の著作権法は軸足の一方を産業に置いていることは間違いない。将来、クラウドコンピューティングが普及したらいろいろな状況が起ころ得る。検索エンジンの場合と同じように時間をかけて対応すると、クラウド産業は全てアメリカに取られることになってしまうだろう。
- ・ 我が国において世界的なIT事業者が育たず、アメリカにおいて育っている、あるいは新しいITビジネスがアメリカで始まっていることの原因は、著作権以外のところにあり、それが足を引っ張っているのではないか。

- ・ 民法等、著作権法以外の法律には権利濫用、信義則、不法行為というような抽象的、一般的な規定があるにもかかわらず、なぜ著作権法だけ法的安定性を極度に重視するのか疑問である。
- ・ （道路交通法を例に挙げて、法的安定性が必要だとするヒアリングでの意見に対して）道路交通法の場合は、確かに速度制限等、量的に基準が定まっているが、反則金制度の活用等で警察が実際上の運用の中で秩序を守っているのに対して、著作権法に関しては警察に代わるようなことを文化庁がするわけではないので、同様に議論することはできない。
- ・ （権利制限の一般規定を導入すると、出版社が大打撃を受けるという意見に対して）権利者に重大な損害を与えるような利用は、いかなる規定を設けるにせよ、適用されない典型例である。したがって、一般規定が導入されたからといって出版物には影響はないのではないかと。現在でも、ネット社会では著作権特区だとか著作権フリーだとか言われるくらい著作権違反が氾濫しており、権利制限の一般規定を導入しても、それにより違反がそれほど増えるとは思えない。

（A類型に関する意見）

- ・ 著作物の利用を認識しつつ行うものを「写し込み」と呼ぶのが、ワーキングチーム以来の共通認識だったように思うが、認識があることによってA類型に該当しにくくなるという面はあるものの、認識があるとの一事をもって直ちにA類型に該当しないわけではなく、最後は個別具体的な事案ごとの判断になるのではないかと。
- ・ A類型については、写り込み以外の事例は挙げられないのではないかと。写り込みや写し込みだけを対象とすればいいのであれば、それについての権利制限を設ければ十分であるが、仮にA類型が、（中間まとめで示された枠内表現のように）写し込み以外のものも含めた質的又は量的に社会的軽微な場合には可とするという条文となれば、想定し得た立法事実を超えて想定し得なかった事実にも適用される条文になると考えざるを得ない。
- ・ A類型の具体的な内容がいわゆる写り込み・写し込みであるのか、それともそれらを代表とする、それ以外のもを含むのかという点は、裁判規範となる際の混乱を避けるために明確化しておく必要がある。この点、英国やドイツでは「付随的挿入」や「重要でない付随物」など、広がりはあるけれども法律の条文としてみれば十分理解できる形とされている。A類型がそういうものに落ち着くのか、それ以外のもを含む形になるのかについては、どこかの段階で決めておく必要があるのではないかと。
- ・ A類型は、いわゆる写り込みだけではなく、付随的なものであれば社会的な意味での写り込みに該当するか否かを問わず権利制限を認めてよいという認識があって作られたものと理解している。「付随的」の範囲は抽象的な概念であるけれども、何を意味しているのかは極めて明確である。例えば「引用」（32条）も、抽象的な概念であるが、判例によりその意味はかなり固まっており、導入当初の段階における意味内容の多少のブレはやむを得ないのではないかと。

- ・（A類型は個別規定で対応すれば十分という意見に対して）現行のA類型は、対象を明確にした形になっており、これをさらに絞り込んで個別権利制限規定とするならば、例えば、写真を撮る際に写り込んでも構わないといった規定になってしまうのではないか。
- ・（映画においては写り込みという自体は発生しないというヒアリングでの意見に対して）劇場用映画、特にスタジオで撮影する場合は大道具・小道具を持ち込むので、写り込みが問題となる場合は少ないだろうが、ドキュメンタリー映画やテレビ番組の撮影では、写り込みが生じることはあるのではないか。さらに、例えば自分の子供をビデオ撮影して自分のホームページにアップロードした際、映像に他人の絵が写っている場合などは、権利処理が事実上難しいのではないか。

（B類型に関する意見）

- ・ B類型は類型的な議論は十分であると考えられ、質的又は量的に社会通念上軽微であるというところで具体的な裁判例が蓄積されれば問題が解決する可能性があるかと思っている。ただ、その過渡的段階においては、利用者がB類型と評価されるとの判断の下、ビジネスが先行し、それに対して権利者が対応をとるか、とらないかという社会状況が一時、生まれる可能性がある。
- ・ 映像作品を制作する際に複数の曲を試しに複製してみるという利用は、分量の小さい複製かもしれないが、JASRACに許諾を得ることが簡単にできる。また、書籍等の利用であれば、複写権センターでの手続きにより極めて簡単に許諾が得られる。したがって、このような場合は、まずは権利者から許諾を得ようとするのが普通の企業の行動規範ではないか。

（C類型に関する意見）

- ・ C類型については、表現を知覚することを通じてこれを享受するためではない複製については許容してよいのではないか、インターネットビジネスにも貢献するのではないかという社会的期待があるが、説明の中に具体的な事案は示されておらず、実際には立法事実を具体的に示さないで条文を作らざるを得ないだろう。審議会としては、今までの立法過程における立法事実を認定するような方法論ではない、今までの立法の仕方とは違うところに踏み込むということをはっきり認識する必要がある。
- ・ C類型については、昨年度のヒアリングにおいて、技術開発や検証のために他人の著作物を素材として使うという事例が出ており、それを法律的な表現にしようとしてできたのがC類型で、この表現の妥当性については問題があるかもしれないが、権利制限を及ぼそうとしている類型としては極めて明確である。
- ・ C類型については、著作物を単なる素材として用い、それ自体の表現を知覚していない利用と、表現の知覚はされるが表現の享受に直接向けられていない利用という2つのパターンがあり得る。表現の享受に直接向けられているかどうかに関して、技術開発・検証目的であることを独立の要件としてとらえるのか、それとも技術開発・検証目的であれば、表現の享受を目的にしているわけではないとし

て、いわば間接事実的に考えるのかといった点についても今後議論する必要がある。表現の知覚を通じない素材としての利用だけをC類型の対象とするのであれば、リバースエンジニアリングはプログラムそのものが対象物であるため、C類型の対象とはならないが、知覚はされるが表現の享受に直接向けられていない利用も含まれるのであれば、対象となりうる。C類型で対処しようとするネットワーク社会においては、伝統的著作物と同等以上にプログラムの著作物が非常に重要な対象となる。プログラムを一律に対象としないこととすると、一般規定と言えるのかという問題もある。プログラムについては、通常の著作物とは異なり、特許法等の保護対象物に近い性格があるという視点も必要である。

- ・ C類型の中では知覚という言葉が入っており、プログラムを含めていない形になっているが、それは全然プログラムを除外するというのではなく、別途検討するという位置付けのはず。

(リバースエンジニアリングに関する意見)

- ・ リバースエンジニアリングについては、これまで十分に議論しており、近時の審議会報告として方向性はもう出ており、個別的権利制限で導入することが結論づけられている。この方向性を守るべき。
- ・ リバースエンジニアリングは著作物に含まれる表現とそのアイディアの部分のうちアイディアを抽出するのが目的であるから、著作物としての本来の利用には当たらない。したがって、C類型に該当すると考えられ、C類型の議論の中でプログラムも含めてリバースエンジニアリングの問題は議論されるべきである。
- ・ セキュリティ確保や相互運用性確保のためのリバースエンジニアリングについては、個別権利制限規定で対応するという一方で、本小委員会でも概ね結論に達したが、革新的プログラムの作成のためのリバースエンジニアリングについては必ずしも結論に達しておらず、権利制限の一般規定で議論する余地があるのではないか。
- ・ リバースエンジニアリングの議論の中には、アイディアの抽出にすぎないのであるから知覚にあたらないという意見と、そうではなく、対象となるプログラムを解析して、これと同じ機能を発揮する違う別の高度なプログラムを開発するために、対象プログラムを複製して読むということは、まさに知覚であるという意見があった。こういった議論を経て、個別権利制限規定で対応するという結論に至ったものであるから、C類型の対象にリバースエンジニアリングを含め、個別に規定する必要がないという方向性には反対である。

(パロディとしての利用に関する意見)

- ・ パロディとしての利用について、権利制限の一般規定とは別の問題として検討することに賛成。パロディの本質は何かということの本小委員会ではまだ議論していない。パロディとしての利用はインターネットにおける利用だけで起こることではない。著作物の利用とは何か、裁判所にどこまで判断してもらうかなどという著作権の本質にかかわることを議論しなければならない。

- ・ パロディとしての利用については、アメリカのフェアユースではトランスフォーマティブユースが広く認められているが、他人の著作物に対する風刺あるいは批判・批評は言論の自由のために必要だという観点が日本とアメリカとでは異なる。パロディとしての利用はC類型とは別に、公益目的からどこまで保護するべきかという観点で扱われるのが適当である。
- ・ パロディとしての利用は非常に異質であり、最初からC類型とは別だと認識している。

(企業内複製に関する意見)

- ・ 企業内複製等はA～Cの類型とは異なり、権利制限としてここで入れるのは適切ではないという判断で中間まとめはとりまとめられている。
- ・ 企業内、法律事務所内、大学の研究室等で所持している複製物のコピーをすることは往々にあるが、このような利用はA～Cの類型で検討しておらず、今後も別に考えるべき。適正に所持している複製物を必要な範囲内で極めて少ない部数コピーする場合は適法だとせざるを得ないのではないかと思うが、その場合には、複写権センターの法制化をした上で、必要な範囲内の極めて少数を超える利用については、複製が適法に行われるルールや手段を確立すべき。

(その他の意見)

- ・ 利用者が一般規定による権利制限の対象となると判断し、ビジネスが先行して訴訟になるか、ないしは訴訟にならないにしても適法性につき一定の疑義が生じるというような社会状況が、立法後に一時的に起こることが予想される。こうした利用に対して、今までどおりの損害賠償請求や差止請求で対応することになれば、権利者はかなりの負担を追わざるを得ないだろう。例えば権利制限の一般規定の適用外であるという通告をしているにもかかわらず利用を断行した場合は損害賠償額を高くするなど、一定の手続きを踏んだ場合に、損害賠償額を考慮するというような手続きが必要だという意見には一定の妥当性があるのではないか。
- ・ 立法後に多少の混乱が生じ、裁判が起こることを予見しつつ、そのまま立法をするのは適当ではない。既に具体的な問題が想定できるのであれば、それについては答えを示すことができるように要件を定めるべきであり、(A～Cの類型につき)もっと言葉を足す必要があれば足して、境界線をもう少しはっきりさせるようにしておくべき。
- ・ A～Cの各類型はそれぞれ別のものであって、それらを包摂するような一つの抽象的な規定を導入するという趣旨ではないと理解している。

以 上